

工事成績評定書の評価対象項目の「文書による改善指示」について

この書面は、本市との請負契約に基づく工事の施工に際し、契約書や設計図書に基づき請負者がなすべき行為について、発注者は受注者に対して文書により改善を求めることがあり、この場合「工事成績評定書」の評価対象項目が減点扱いとなるので、このことをよく知っていただくためのものです。

この取扱いは、平成29年4月以降の契約工事を対象とし、同月以降に発生、関連する事案について適用します。

1. 工事成績評定書は、a、(a')、b、(b')c、d、eの5(7)段階評価で、cを基準として加減点を行い評価しますが、**d、e評価は減点(マイナス)評価となります。**
 - ① 監督職員が文書による改善指示を行った。……………d評価
 - ② 監督職員からの文書による改善指示に従わなかった……………e評価

(1項目あたり d評価で-2.5~-12.5点、e評価で-5~-25点の減点になります。)
2. 文書による改善指示の時期は、原則口頭での改善指示を2回繰り返しても改善がみられない場合とし、別紙様式「改善指示書」により現場代理人に交付します。

(初回指示から改善指示書発行までの期間は指示の翌日から7日間)

口頭での改善指示についても協議書(打合せ簿)で行います。また、文書による改善指示を行った事実、またその指示に従わなかった事実についても、協議書(打合せ簿)に記録します。
3. 改善報告は別紙様式「改善報告書」により指定期日までに監督職員あて提出してください。
4. 文書による改善指示を発する例示
 - ①工程表の提出期限が過ぎている。(契約後14日以内)
 - ②工事カルテの提出期限が過ぎている。(契約後10日以内)
 - ③施工計画書の提出期限が過ぎている。

(土木工事:契約後15日以内、設備工事(建築設備工事含む):契約後30日以内)
 - ④工事着手が遅れている。

(土木工事:工事始期日 30 日以内、設備工事(建築設備工事含む):規定無し)

- ⑤現場代理人及び配置技術者の常駐、専任義務のある工事において、常駐、専任がなされていない。
- ⑥施工体制台帳の作成及び写しの提出がなされない。
- ⑦施工管理について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑧工程管理について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑨安全対策について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑩対外関係について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑪その他、改善を求める相当な理由があるとき。

※ 具体例は工事成績評定書の各評定項目を参照してください。

5. 契約書、設計図書に提出期限、日数が明記されている項目については、期限の翌日に口頭指示を行い、原則、指示の翌日から7日間経過後なお改善がなされない場合に、改善指示書を渡します。

また、期限、日数が明記されていない項目についても、口頭指示の経過後、改善がなされない場合、同様に改善指示書を渡すことになります。

【参考】 成績評定点の減点によるペナルティーなど

入札参加停止要綱、別表（契約不履行等）3

（3）建設工事等の履行が不良で、工事成績点が次に掲げる場合

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ア 60 点以下 55 点以上 | 1 ヶ月の入札参加停止とし、措置内容を公表 |
| イ 54 点以下 50 点以上 | 2 ヶ月の入札参加停止とし、措置内容を公表 |
| ウ 49 点以下 | 6 ヶ月の入札参加停止とし、措置内容を公表 |

※ 措置内容の公表方法はホームページの掲載と窓口閲覧による。

※ 工事成績評定要領及び成績評定書・評定基準の内容(評定対象項目)は貝塚市ホームページに公表しています。

- 貝塚市ホームページ（トップページ）⇒ 総合案内欄の【入札・契約情報】
- ⇒ 【入札・契約に関する規則・要綱等について】
- 1.貝塚市建設工事成績評定要領
 - 1-(1)建築工事成績評定書・評定基準
 - 1-(2)建築設備工事成績評定書・評定基準
 - 1-(3)土木工事成績評定書・成績評定基準
 - 1-(4)設備工事成績評定書・成績評定基準

工事改善指示書

工事名	
請負者名	

《指示内容》

上記事項について指示します。 (元号) 〇〇年 〇月〇日	総括監督員	主任監督員	監督員
上記事項についての指示を受理し、適正な対策を講じた上、その内容を速やかに報告します。 (元号) 〇〇年 〇月〇日	現場代理人	監理(主任)技術者	監理技術者補佐

工事改善報告書

工事名	
請負者名	

《報告内容》 工事改善指示書《No.0000》に対する報告を、以下のとおり行います。

指示事項について、上記内容のとおり対策を講じ、改善しましたので報告します。 (元号) 〇〇年 〇月〇日	現場代理人	監理(主任)技術者	監理技術者補佐
<input type="checkbox"/> 指示事項について改善が認められるので報告を受理します。 <input type="checkbox"/> 指示事項についての十分な改善が認められないので、別紙指示事項書にて再度の指示をします。 (元号) 〇〇年 〇月〇日	総括監督員	主任監督員	監督員